

令和3年3月16日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年3月16日(火)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二		11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦		12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
欠番	-	-	14	二 谷 純 市	欠
5	梅 村 正 敏		15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫		16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	
8	小谷津 弘 隆		18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

新型コロナウイルスの感染防止(3密回避)のため、出席を求めない

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之

副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

主 査 但野 典康 副主査 島 健太郎

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 7号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 8号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第32号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 8 議案第33号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 9 議案第34号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第10 議案第35号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第11 議案第36号 農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請について
- 日程第12 議案第37号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請
について（市許可分）
- 日程第13 議案第38号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請
について（市許可分）
- 日程第14 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第15 議案第40号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
（市許可分）
- 日程第16 議案第41号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
（県許可分）
- 日程第17 議案第42号 農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について
（市許可分）
- 日程第18 議案第43号 農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について
（県許可分）
- 日程第19 議案第44号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 　　ただいまより、令和3年3月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。欠席委員は、14番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番 発田栄一委員、12番 遠藤秀明委員、13番 山内弘巳委員を指名いたします。

議長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。
2月22日午後1時30分から、南相馬市役所東庁舎2階第1会議室において、第1回南相馬市一般廃棄物処理施設 建設候補地選定委員会が開催され、委員長に小高区行政区長連合会副会長の阿部貞康氏、副会長には一般社団法人福島県産業資源循環協会相双方部会長の佐藤光正氏が互選され、南相馬市のごみ処理の現状報告、新施設建設に向けたスケジュールや、新施設の必要面積などの協議を、今後も継続して行くことが確認されました。
以上をもって諸般の報告といたします。

議長 　　次に、日程第3、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。
事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第6号、専決第1号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例を、引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を発行した事案が贈与税納税猶予が9件、不動産取得税徴収猶予が16件ございました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第7号農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。

事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第7号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。今回1件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続したことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第8号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 報告第8号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、亡き父が約30年前に当該地を物置として使用し、また、平成7年頃に通路部分をコンクリート舗装し、現在も使用しています。今般、親子間の土地の贈与のため土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番については、30年ぐらい前から宅地への進入通路及び通路法面として使用しています。今般、納屋を建て替えるに当たり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番については、令和2年6月15日に共同住宅、駐車場、道路を整備するための転用許可を受け、工事は完了しています。今般、登記地目変更するに当たり土地調査を行ったところ、農地の一部に越境していたことが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 3 1 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 1 号についてご説明いたします。議案書の 8 ページ及び別紙資料集の 1 ページから 1 0 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第 3 1 号についてご説明いたします。今回、利用権設定の案件が 1 2 4 件でございます。内容につきましては、詳細のとおりになっております。なお、利用権設定に係る賃借料については、双方合意のうえで決定をしております。整理番号 9 2 番共有地の案件につきましては、持ち分の過半を超える同意を受けての公社契約となっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 3 2 号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 2 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページ及び別紙資料集の 1 1 ページから 2 2 ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは議案第32号についてご説明いたします。別紙資料集の11ページから22ページになります。原町区鶴谷地区において、営農改善組合を結成し農用地利用規程を作成しましたので、認定に当たり審議を求めますのでございます。農用地利用規程の内容については13ページからになります。

当該規程は、農用地の効率的、総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、鶴谷地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、22ページの区域図のとおりでございます。第4条から第11条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な方策について記載しております。なお、鶴谷地区の改善組合は令和2年3月に設立していましたが、設立直後に地区内において農地売買の動きがあり、組合員の整理がつかない状態でした。今回、本組合の総会が開催され、組合員が確認されたため本上程に至ったところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 7番委員。

7番委員 鶴谷地区の改善組合が令和2年の3月29日に施行されているということですから、昨年なんですね。なぜ、この1年置かれたのかなというふうに思っています。営農改善組合を作ると同時に農用地利用規程で定め、組合の目的に沿って進むというのが一般的だと思います。もう一度確認させていただきたいと思います。

議 長 農政課。

農政課担当 お質しの件でございますが、令和2年の3月に営農改善組合が設置された直後に営農改善組合の組合員が、基盤整備地区内の農地を処分するという意向が確認できました。そうすると当然に組合員の資格がなくなるということで、営農改善組合としては、資格の得喪を確認しなければならないというふうなところで時間を要しました。当然、組合の総会の議決を経るというふうなことでございますので、営農改善組合の議決に時間を要したということで現在に至っているところでございます。

議 長 7番委員。

7番委員 ただいまの理由は分かりました。あと、営農改善組合を設立して市町村が認定していますが、この認定書は、営農改善組合に交付をしているかどうかを確認させてください。

議 長 農政課。

農政課担当 交付をしております。

議 長 7番委員。

7番委員 もう1点あります。鶴谷地区と高地区、それから江井地区という3行政区にまたがってます。ほ場整備事業実施地区以外の土地に、優良農地、一種農地、二種農地があると思います。そういうような優良農地を守っていくという観点からすれば、その辺は十分お話しされて、今回農用地利用規程の実施区域の範囲を定めたとします。実際に営農上では関わりがあり、地域の農業を進めるには大切な事ですから、それについて何か推進の段階含めてお話があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 農政課。

農政課担当 こちらについて、まさしく改善組合の設立の際に大変な議論になっているというふうなところでございまして、具体的には多面的機能支払い交付金の組織の立ち上げについても議論をしているところでございます。行政区を含めた地域の中での集落営農ですね、実際の営農部分だけではなくて、地域の保全活動も含め、基盤整備地区以外のため池をどうするか等、大変重要なことであるという認識もありまして、当然その中で議論をされているわけでございます。引き続き市としても、地域の合意形成とはいうものの、その後の環境保全というところでも支援をしてまいりたいと考えております。

議 長 7番委員。

7番委員 ただいまの回答で了解をいたしますが、意見でございますけども、地域農業が抱える課題については、営農改善組合があるのと無いのではすごい違いだということ踏まえて、市が適時・適切な指導をきちっとしていただきたいなというふうに思います。一つの事例に、担い手がなかなかやらないで草がぼうぼうとなった時に、かつての農家が直接市役所に連絡して、草を刈ってもらいたいというような

話をした。市役所から連絡があつて、遅れながら担い手が草を刈っている状態もあるんですよ。地域の課題としてきちっと捉えてないってことだと思います。常に、評価すべき、指導すべきじゃないかなというご意見だけさせていただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 3 3 号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 3 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 0 ページ及び別紙資料集の 2 3 ページから 3 4 ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第 3 3 号についてご説明いたします。議案書、別紙資料集の 2 3 ページから 3 4 ページになります。小高区小屋木地区において、営農改善組合を結成し農用地利用規程を作成しましたので、認定に当たり審議を求めるものでございます。農用地利用規程内容については 2 5 ページからになります。

 当該規程は、農地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小屋木地区の農業振興と農業経営の改善を促進することを目的としております。第 2 条に農用地の効率的、総合的な利用を図るために必要な措置について、具体的に三つの取り組みを示しております。第 3 条の実施区域につきましては 3 4 ページの区域図のとおりでございます。第 4 条から第 1 1 条では、第 2 条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 15番委員。

15番委員 27ページの生活環境の改善等13条2項に、女性のグループ活動の推進に努めるとか、同じく3項では子供会活動の推進、食農教育の推進等が書いてあるんですが、具体的にはどのような活動をして行く予定なんでしょうか。

議 長 農政課。

農政課担当 こちらについては、この及び地区の営農改善組合の中で議論にはなっておりますが、今のところは努力目標ということで設定をしているところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第34号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第34号についてご説明いたします。議案書の11ページ及び別紙資料集の35ページから43ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第34号についてご説明申し上げます。別紙資料集の35ページから43ページになります。当該議案につきましては、押釜地区において農用地利用規程を変更するに当たり、審議を求めらるものでございます。

当該地区においては、平成24年の農用地利用規程を作成後、ほ場整備事業を軸として、担い手等の選定をはじめとした検討を行ってきたところでございます。新旧対照表について、41ページから42ページにかけて記載してありますのでご覧いただきたいと思っております。内容としましては、担い手の変更ということで、個別経営体であったものが法人形態に変更したというふうな内容で、今回の主な

変更内容につきましては、基盤整備事業完了に伴う押釜地区の営農計画及び土地利用調整に伴うもので、規程の第10条第1項の表を変更しているということでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第35号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第35号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　今回の現地調査委員から、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　申請番号2番の現地調査委員、8番委員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば報告を願います。

事務局 　　補足説明は受けておりません。

議 長 　　それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第11、議案第36号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第36号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。申請番号4番から申請番号6番については、議案第43号申請番号3番から5番の関連案件です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 今回の現地調査委員より、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 申請番号1番の現地調査委員、2番委員、申請番号4番の現地調査委員、8番委員、申請番号6番の現地調査委員、5番委員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第37号、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の17ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。共同住宅、駐車場、道路整備する目的で、令和2年6月15日付けで転用許可を受け、共同住宅等の工事は完了しています。共同住宅を建築した際に、用地の一部が隣接農地に越境してしまったため、越境した面積を増加させるのに必要な転用申請をするものです。報告第8号、整理番号3番及び議案第38号、申請番号2番及び議案第39号、申請番号6番関連の案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。
申請番号1番について、11番委員。

11番委員 それでは、議案第37号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。この案件は、報告第8号整理番号3番、議案第38号申請番号2番及び、議案第31号申請番号6番の関連案件になります。この案件の内容は、共同住宅、駐車場、道路を整備する目的で、令和2年6月15日付け、事業計画の総面積2,583.25平方メートルにて許可を受けました。工事が完了し、土地の分筆登記をする際、総面積が2,594平方メートルと計画よりも10.75平方メートル面積が増加していたという事が発覚いたしました。その追認のための案件になります。去る3月10日、午前11時より、現地で申請当事者及び施工業者立ち会いのもと、事業計画変更内容の聞き取り調査を行いました。現地の状況調査の結果、許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第38号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第38号についてご説明をいたします。議案書の18ページから19ページ、申請番号1番から2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。このうち申請番号2番につきましては、報告第8号整理番号3番及び、議案第37号申請番号1番、議案第39号申請番号6番の関連案件となっております。

 事業計画変更に係る理由ですが、申請番号1番につきましては、コンビニエンスストアの貸店舗及び駐車場として使用する目的で転用許可を受け、工事を行い土地の整地まで完了しておりますが、出店基準の見直しにより借り主が出店を断念せざるを得なくなり、代わりにドラッグストアが出店の意向を示したことから、当初計画の貸店舗面積及び駐車場の面積を変更するものです。なお、変更に係る転用面積の増減はございません。

 続きまして、申請番号2番につきましては、共同住宅、駐車場、道路を整備する目的で転用許可を受け、工事は完了をしておりますが、共同住宅を建築した際に、用地の一部が農地に越境してしまったため、越境した部分の面積を追加で転

用申請するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第38号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。申請事由は記載のとおりです。去る3月10日午後1時半頃より、代理人行政書士立会のもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき行政書士から聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準一般基準ともに、満たしていると判断いたしました。
皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第38号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。先ほど説明しました議案第37号申請番号1番の関連案件になります。農地法5条の規定による許可後の事業計画変更についてということで、所有権移転農地と自己所有農地がありまして、この申請は、所有権移転農地の変更となります。立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上であります。
皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第39号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第8号、整理番号2番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号2番については、農地の保全工事に必要な資材置き場と

して一時的に使用するための転用であり、転用期間は許可日から令和3年6月30日までとなっております。

続きまして、申請番号6番については、報告第8号、整理番号3番及び議案第37号、申請番号1番並びに、議案第38号、申請番号2番関連の案件です。以上です。

議長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号3番と6番について、11番委員。

11番委員 議案第39号、申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る3月10日午後5時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて申請番号6番については、先ほど説明しました議案第37号申請番号1番の事業面積が10.75平方メートル増加した農地の転用許可申請です。現地の状況、聞き取り状況等により、立地基準、一般基準置ともに、満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議長 続きまして、申請番号4番と5番について、12番委員。

12番委員 議案第39号、申請番号4番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る3月10日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第39号、申請番号5番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る3月10日午後2時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議よろしく願いします。

議長 申請番号1番の現地調査委員、17番委員及び申請番号2番の現地調査委員、8番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第39号、申請番号1番の現地調査を行いましたのでご報告いたします。この案件は、報告第8号、整理番号2番との関連案件であります。現地案内図は2ページになります。去る3月11日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。今回、納屋を建替え建築するにあたり土地調査を行い、通路敷地の一部が農地であることが分かったということでもあります。そのため、農地面積90平方メートルを改めて転用するため許可申請するものであります。行政書士及び申請人から聞き取りと現地を確認し問題ありません。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第39号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書21ページに記載のとおりで現地案内図は3ページになります。去る3月12日午前8時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと事前調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、本案件は、農地保全工事に伴う一時転用申請であり、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員より報告となります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第40号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第40号についてご説明をいたします。議案書の22ページから23ページ、申請番号1番から5番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番につきましては、既存宅地を併用地とし一般住宅を建築及び駐車場整備するための転用申請です。

続きまして、申請番号2番につきましては、用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号3番につきましては、用途地域内農地を宅地分譲地として整備するための転用申請です。

続きまして、申請番号4番につきましては、一般住宅の転用面積が500平方メートルを超えておりますが、法面の面積を除きますと500平方メートル以内に収まることから妥当と判断しております。

続きまして、申請番号5番につきましては、報告第8号、整理番号1番の違反の追認を得るための転用申請となっております。以上です。

議長 続いて、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番と3番について、11番委員。

11番委員 それでは、議案第40号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る3月10日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第40号、申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。去る3月10日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともにしていると判断いたしました。

皆様のご審議よろしくお願いたします。以上であります。

議長 続きまして、申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案第40号、申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は、9ページのとおりです。去る3月10日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

皆様方の審議をよろしくお願いたします。

議長 続きまして、申請番号4番について、12番委員。

12番委員 議案第40号、申請番号4番について現地調査報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る3月10日午後3時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号5番について、18番委員。

18番委員 議案第40号、申請番号5番について現地調査の報告をいたします。報告第8号、整理番号1番の関連事項であります。仔細につきましては記載のとおりであります。現地案内図は12ページです。去る3月14日午前11時ころより、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも、ともに満たしているものと判断いたしました。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第41号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第41号についてご説明をいたします。議案書24ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。市外に居住する者がアパートを建築し経営するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第41号、申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページです。去る3月10日午後3時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 42 号についてご説明いたします。議案書の 25 ページから 26 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。すべての案件について、第 3 種農地のうち用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 1 番から 4 番まで、10 番議員。

10 番委員 議案第 42 号、申請番号 1 番から 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は 14 ページのとおりです。去る 3 月 9 日午後 1 時ころより、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、いずれも、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 続いて、申請番号 5 番の現地調査委員、17 番委員には、出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第 42 号、申請番号 5 番についてご報告いたします。現地案内図は 15 ページです。去る 3 月 11 日午前 10 時 30 分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地は、県道 120 号線の小高区南町から JR 線路沿いに入ったところにあります。パネル設置枚数は 212 枚の計画であります。その他自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以

上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員の皆様のご慎重審議よろしくお願いたします。

以上、現地調査員の報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第43号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第43号についてご説明いたします。議案書の27ページから30ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番及び2番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号3番から5番については、議案第36号、申請番号4番から6番までの関連の案件で、令和3年5月11日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。

続きまして、申請番号6番については、土砂採取のための一時転用で、転用期間は許可日から3年間となっております。この案件は、令和2年8月定例総会において許可相当として県に意見を付し進達いたしました。採石法の手続において、事前審査が再度必要となったことから、県の指示により、令和3年1月定例総会において申請を取り下げたものになります。この度、事前審査が整い大規模林地開発、採石法の開発行為の申請も済んだため、農地転用申請するものです。

以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号4番について、現地調査委員7番委員。

7番委員 議案第43号、申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図については19ページとなります。議案第36号、申請番号2番の関連案件でございます。調査書の調査項目に基づきまして、被設定人からの聞き取りを行

いました。申請事由が営農型太陽光発電の更新であり、農作物栽培が大豆だったということでありました。昨年は、若干の排水性が問題で経営努力をしたものの、目標数値には収穫は得られないというような状況の報告があったところでございます。しかし、その後の資料提出によって、立地基準、事業の確実性、一般基準とも確認されました。結果としてほぼ満たせるというふうに判断をいたしますので、ご報告をいたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号6番について、13番委員。

13番委員 議案第43号、申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は21ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る3月10日午前11時頃より、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は、本年1月15日の定例総会における昨年8月の転用許可申請の取下願出案件の再申請であり、今回、農地転用許可申請に係る大規模開発行為計画の事前協議が終了したことにより、改めて申請地を土取り場として、一時的に使用するために必要な転用申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、申請に係る大規模開発行為計画事前協議の個別的事項について、法令等の担当機関との協議をほぼ終了していることを確認いたしました。

しかし、当該開発区域の近接地で実施している復興基盤総合整備事業、小高東部地区への土砂流出等の対策について、県農林事務所及び請戸川土地改良区との調整が行われていないため、早急に対応するよう指導いたしました。そのほかの事前協議内容に問題はなく、また一時転用後の農地復元方法も問題がないことから、適正であると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて申請番号1番の現地調査委員、17番委員、申請番号2番と3番の現地調査委員、8番委員及び申請番号5番の現地調査委員、5番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第43号、申請番号1番について申し上げます。現地案内図は16ページになります。3月11日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地は畑であり、県道120号線八景交差点から北側に入る高台にあります。パネル設置枚数は324

枚の計画であります。その他自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第43号、申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書27ページに記載のとおりで、現地案内図は17ページになります。去る3月12日午前9時30分ころより、代理人行政書士及び設定人立ち会いのもと事前調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士及び設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第43号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書28ページに記載のとおりで、現地案内図は18ページになります。去る3月13日午前9時ころより、被設定人立ち会いのもと、事前調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、本案件は、営農型太陽光発電所期間満了による更新転用申請であり、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、設定人においては、適正な肥培管理により、収量の確保に努力していただくよう要請いたしました。

続きまして、議案第43号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。この案件は、議案第36号申請番号6番の関連で、現地案内図は20ページです。去る3月10日午後3時30分ころより、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 15番委員。

15番委員 申請番号3番・4番・5番の案件で、補助金との記載があるんですが、これはどこからの補助金なのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 最初に申請のあった平成26年度当時のものになりますけれども、タイトルとしましては、平成26年度再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金（半農半エネモデル等推進事業）交付決定通知書ということで、株式会社PH

P 研究所というところから交付決定されております。以上です。

議 長 他にございませんか。

議 長 7 番委員。

7 番委員 申請番号 6 番の現地調査報告の中で、不足書類というのがありましたが、もう一度確認させてください。

議 長 1 3 番委員。

1 3 番委員 1 項目だけ未協議であったものがあったもんですから、指導したということなんです。それは、基盤整備事業に流れ出す土砂等が予想されるということで、県、あるいは土地改良区と協議するようにという内容でした。これについては、簡単に協議が終わるものと思われましたので協議をしてください、ということでお話した訳です。

議 長 7 番委員。

7 番委員 不足書類というふうに聞いたもんですから、今のお話でわかりました。

議 長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 9、議案第 4 4 号、現況確認証明申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 4 号についてご説明いたします。議案書の 3 1 ページになります。申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請で、いずれも農地利用状況調査にて山林化していると判定され、その後の農地利用意向調査を実施した地区から申請のあった案件となります。申請のあった 2 件 6 筆について非農地と

判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。現地調査委員、11番委員。

11番委員 それでは、議案第44号、現況確認証明申請について、現地調査の報告をいたします。去る3月5日午後1時半より、農地利用最適化推進委員2名、農業委員会事務職員2名、私の計5名で鹿島区内2箇所を調査いたしました。申請番号1番、鹿島区南柚木の現地案内図は22ページです。利用状況等は記載のとおりで、現況は山林と山林に挟まれた狭狭地で、水利のない天水田で現況は30年以上耕作していないことから、山林、藪化しており、また、進入道路も狭く、農業機械も入らない形状であることから、非農地と判断いたしました。

次に申請番号2番は鹿島区江垂、現地案内図は23ページです。利用状況等は記載のとおりで、申請地までの進入路は、軽トラックでも途中までしか入らず、その先約50メートルは、何とか現地まで入ることができましたが、雑草等が繁殖する季節となれば、徒歩でも難しい地形と思われました。東日本大震災以前は、梅・柿等の栽培をしていたそうですが、それ以降は手を加えていない状況等から、周りが山林のため雑木・つる、倒木などでほぼ山林化しておりましたので、非農地と判断いたしました。以上、現地調査の報告といたします。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日で予定いたしました報告3件、議案14件、合わせて17件の審議をすべて終了いたしました。

これをもちまして本日の3月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後3時00分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年3月16日

議事録署名人(7番・ホッタ エイチ)

議事録署名人(12番・エンドウ ヒデアキ)

議事録署名人(13番・ヤマウチ ヒロミ)